

夏休み
こども企画

～裁判所ってどんなところ？みんなで体験～

【日時】 8月5日（金） 9時15分から12時5分まで

【場所】 稚内市潮見1-3-10 旭川地方・家庭裁判所稚内支部

【募集人数】 小学校5年生および6年生の児童、計15名

※ 事前申込制で先着順としているため、定員に達し次第締め切りとなります。

- 【実施内容】
- ①模擬裁判、模擬評議
 - ②法廷見学
 - ③クイズ大会
 - ④裁判官への質問タイム

【参加費】 無料



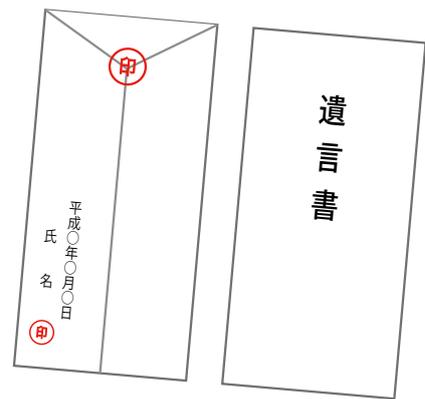
皆さまのご参加をお待ちしております。

申し込み・お問い合わせ先:旭川地方・家庭裁判所稚内支部庶務課 電話 0162-33-5289

旭川地方法務局からのお知らせ ～自筆証書遺言書保管制度のご案内～

これまでは、自筆証書遺言書の保管については、自分自身で保管するか、遺言執行者等に預けるなどの方法しかありませんでしたが、本制度の創設により今は法務局に預けることができるようになり、遺言者本人の死亡後、相続人などに遺言書が発見されなかったり、改ざんされたりすることを防ぐことができ、家庭裁判所の検認手続きも不要です。

自筆証書遺言書保管制度は、プライバシー保護と手続きに一定の時間が必要となることから、全て予約制となっています。ご検討される方は最寄りの法務局までお気軽にお問い合わせください。



【オンライン予約】

法務局手続案内予約サービス:<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

【手続きの詳細】

旭川地方法務局ホームページ:<https://houmukyoku.moj.go.jp/asahikawa/>

【お問い合わせ先】

旭川地方法務局稚内支局 電話 0162-33-1122

受付時間:平日の午前8時30分から午後5時15分まで(年末年始・祝日を除く)